

# 札幌市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

平成29年 3 月31日

市 長 決 裁

## （趣 旨）

第1条 この要綱は、互いの個性や多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りを持つことができるまちの実現を目指し、性的マイノリティに係るパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

## （定 義）

第2条 この要綱において、「性的マイノリティ」とは、典型的とされていない性自認や性的指向を持つ人をいう。

2 この要綱において、「パートナーシップ」とは、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において、経済的又は物理的、かつ、精神的に相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである二人の者の関係をいう。

3 この要綱において、「宣誓」とは、二人が互いにパートナーシップの関係にあることを市長に対して宣誓することをいう。

## （宣誓の対象者の要件）

第3条 宣誓をしようとする者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) いずれか一方が市内に住所を有する、又は市内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者がいないこと及び宣誓者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (4) 双方の関係が民法に規定する直系血族、三親等以内の傍系血族又は直系姻族でないこと。ただし、双方の関係が養子縁組の場合を除く。

## （宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者は、双方が揃って市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、市長に提出するものとする。

2 宣誓書には、宣誓をしようとする双方の住民票の写し及び独身を証明する書類を添付しなければならない。

- 3 宣誓をしようとする者は、宣誓する日時等について事前に市と調整するものとする。
- 4 宣誓書は、市民文化局男女共同参画室において受領するものとする。
- 5 宣誓をしようとする者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないときは、双方の立会いの下で他の者に代書させることができるものとする。

（本人確認）

第5条 市長は、宣誓をしようとする双方が、本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明証等であって、本人の顔写真が貼付されたもの。

（通称名の使用）

第6条 通称名の使用を希望する者は、市長が特に必要があると認める場合に限り、宣誓における氏名について通称名を用いることができる。

- 2 前項により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提出するものとする。

（受領証及び受領カードの交付）

第7条 市長は、提出のあった宣誓書、添付書類等を確認し、適切であると認められるときは、当該宣誓をした双方に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号。以下「受領証」という。）及びパートナーシップ宣誓書受領カード（様式第3号。以下「受領カード」という。）を宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

- 2 既に宣誓を行った者のうち、受領カードの交付を受けていない者は、パートナーシップ宣誓書受領カード交付申請書（様式第4号）を第5条に掲げる書類のいずれかを添えて市長に提出することにより、受領カードの交付を受けることができる。

（子に関する記載）

第8条 宣誓をしようとする者の一方又は双方と同居し、かつ、生計を一にする未成年の実子又は養子（以下「子」という。）がいる場合であって、当該宣誓をしようとする者が受領証及び受領カード（以下「受領証等」と

いう。)に当該子の記載を希望するときは、子に関する届出書(様式第5号)に、当該宣誓をしようとする者と当該子との関係を確認できる書類、当該子の年齢及び同居の事実が確認できる書類を添えて市長に提出するものとする。既に宣誓を行った者が新たに子の記載を希望するときも同様とする。

#### (受領証等の再交付)

第9条 受領証等の交付を受けた者が、当該受領証等の紛失、毀損等の事情により受領証等の再交付を希望するときは、第12条の規定に基づき宣誓書等が保存されている場合に限り、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第6号)に第5条に掲げる書類のいずれかを添えて、市長に申請することができる。

2 市長は、再交付を希望する者に対し、必要に応じて第4条第2項に規定する書類の提出を求めることができる。

3 第1項の申請があったときは、市長は受領証等を再交付するものとする。

#### (受領証等の返還)

第10条 受領証等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第7号)に受領証等及び第5条に掲げる書類のいずれかを添えて、市長に届け出なければならない。

(1) パートナーシップが解消されたとき。

(2) 一方が死亡したとき。

(3) 双方が市外に転出したとき。(転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により、双方が一時的に市外に転出した場合及び次条に定める場合を除く。)

(4) 第3条第3号又は第4号に該当しなくなったとき。

(5) 双方が受領証等の返還を希望するとき。

#### (他の自治体と連携を図る場合の取扱い)

第11条 パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約(令和6年4月1日策定)に基づくネットワークに加入している自治体(以下「構成自治体」という。)において受領証等に類する書類(以下「受領証等類似書類」という。)の交付を受けた者が、構成自治体から市への住所の異動後も引き続きパートナーシップの関係を継続する場合であって、第3条に規定する要件を満たすときは、第4条の規定にかかわらず、次項及び第3項に定めるところにより、受領証等の交付を受けることができる。ただし、

同項の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による交付を受けようとする者（以下「継続申告者」という。）は、その双方がパートナーシップ宣誓継続申告書（様式第8号。以下「申告書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類及び第5条に規定する書類のいずれかの写しを添えて市長に提出しなければならない。ただし、継続申告者の一方又は双方が自ら記入することができないと市長が認めるときは、他の者に代書させることができるものとする。
  - (1) 構成自治体が交付した受領証等類似書類
  - (2) 住民票の写し
  - (3) 切手貼付の返信用封筒（郵送により提出する場合に限る。）
- 3 市長は、前項の規定による提出を受けたときは、継続申告者の双方の同意を得た上で、遅滞なく当該継続申告者の転出地である構成自治体に通知するものとする。
- 4 第1項の規定により受領証等の交付を受けた継続申告者については、第6条及び前3条の規定を準用する。
- 5 市がパートナーシップ宣誓制度に関する協定を締結している自治体において受領証等類似書類の交付を受けた者が、当該自治体から市への住所の異動後も引き続きパートナーシップの関係を継続する場合であって、第3条に規定する要件を満たすときは、前各項の規定を準用する。

#### （宣誓書の保存）

第12条 市長は、宣誓書又は申告書の提出を受けた日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年間保存するものとする。ただし、第10条の規定に基づき受領証等の返還を受けた場合は、これを廃棄するものとする。

#### （補 則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市民文化局長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

#### 附 則（令和4年3月30日市長決裁）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和5年3月8日市長決裁）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 19 日市長決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に、改正前の要綱第 11 条第 1 項又は第 2 項の規定により継続使用している受領証等の取扱いについては、なお従前の例による。